

役員報酬規程

社会福祉法人 さわらび会

役員等報酬規程

社会福祉法人さわらび会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さわらび会(以下「本法人」という。)定款第5条および第15条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に次のとおり、費用を弁償する。

①理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

交通費実費相当額

②監事が、監査を実施した場合の費用弁償

交通費実費相当額

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、年間8,520,000円(710,000×12ヶ月分)以内とする。

2 報酬額及び支給対象役員については、下記に定めるものとする。

理事長 月額 600,000円

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、第3条に定める月額額の2/3を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、職員給与の支払日とする。

2 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成15年7月30日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

1. この改正は、平成21年5月1日から施行する。
2. この改正は、平成23年6月1日から施行する。
3. この改正は、平成29年1月1日から施行する。